

第 8 5 号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 9 月 1 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

0 歳から 2 歳までの第 2 子に係る保育料の無償化に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する 条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「は、無料」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、令和5年10月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。